東京大学ハラスメント相談所規則

(設置)

第1条 東京大学(以下「本学」という。)に、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき、東京大学ハラスメント相談所(以下「相談所」という。)を置く。

(業務)

- 第2条 相談所は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、妊娠・出産・育児休業・ 介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメント及びこ れらに類する人格権侵害(以下「ハラスメント」という。)並びにこれらに起因する問 題(以下「ハラスメント等」という。)に関する相談
 - (2) ハラスメント等の調整又は苦情処理手続に関する相談
 - (3) ハラスメント等の防止のための相談
 - (4) ハラスメント相談員の研修
 - (5) ハラスメント等に関する相談窓口の連絡調整
 - (6) ハラスメント等の防止のための諸企画の実施
 - (7) その他ハラスメント等の苦情相談に関する業務

(所長)

- 第3条 相談所に所長を置く。
- 2 所長は、本学教授又は特任教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 所長は、相談所の業務を掌理する。
- 4 所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 (副所長)
- 第4条 相談所に副所長を置くことができる。
- 2 副所長は、本学の教職員のうちから所長が指名する者をもって充てる。
- 3 副所長は、所長の職務を補佐する。
- 4 副所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。(相談員)
- 第5条 相談所に、相談員を置く。
- 2 相談員は、所長の監督のもとに、第2条に規定する業務に従事する。 (運営委員会)
- 第6条 相談所の運営に関する重要事項を審議するため、相談所に運営委員会を置く。
- 2 前項の運営委員会について必要な事項は、東京大学ハラスメント防止委員会(以下「防 止委員会」という。)が別に定める。

(部局等に対する要請)

第7条 所長は、必要に応じて、各部局(東京大学基本組織規則第3章及び第4章に掲げる

組織並びに教育学部附属中等教育学校及び医学部附属病院をいう。以下同じ。)に、事案 対応への連携及び協力を求めることができる。

(相談所の業務に関する協力)

第8条 相談所は、必要に応じて、本部又は部局において設ける各種相談室等に対し、その 業務について協力を求めることができる。

(所長の義務)

- 第9条 所長は、防止委員会が開催されるごとに、防止委員会に相談所の業務報告をしなければならない。
- 2 所長は、相談所が受けた相談の内容について、緊急かつ重篤な事案であって、多数の被害発生の蓋然性又は今後のさらなる事態の深刻化による危険性その他防止委員会への申立てが必要であると認める特別の事情がある場合は、防止委員会が別に定める手続に従い、東京大学ハラスメント防止委員会規則(平成25年3月28日東大規則第113号)第8条第2項第1号に定める申立てを行うことができる。
- 3 前項に規定する、所長が行う申立ての判断にあたっては、相談者及びハラスメントの被 害を受けているとされる者の意向を十分に配慮しなければならない。

(相談者に対する遵守事項)

- 第10条 相談員その他の相談所の業務を遂行する者(以下「相談員等」という。)は、相談所の業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
 - (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
 - (3) 相談者に対する救済や対応策を講じるにあたって、ハラスメントにあたるような言動を行ってはならないこと。

(相談員等の義務)

- 第11条 相談員等は、在職期間中及び退職後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令による定めがある場合、所長が第9条第2項の定めにより防止委員会への申立てを行おうとする場合その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 相談員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、 慎重に行動しなければならない。

(事務)

第12条 相談所に関する事務は、本部関係各課の協力を得て本部労務・勤務環境課において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、相談所の運営に関し必要な事項(第6条に定める ものを除く。)は、所長が定める。 附則

- この規則は、平成13年1月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成16年6月9日から施行する。 附 則
- この規則は、平成19年10月25日から施行する。 附 則
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。